

意見募集案件	騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について
担当課	市民環境部環境課 電話 011-372-3311 内 768

意見募集期間	平成24年1月1日(日)から平成24年1月31日(水)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(市民環境部環境課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島1月1日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)  市民環境部環境課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188 電子メールアドレス: kankyo@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成24年2月予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 国の地域主権戦略大綱による「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する立法」(平成23年法律第105号)(第2次一括法)が平成23年8月26日に成立し、これまで都道府県知事が行っていた事務が平成24年4月1日に一般市に権限移譲されるため。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイルのとおり (3) その案の根拠となる法令の規定 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、環境基本法 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 規制基準の設定及び規制地域の指定
対象となる政策等 の原案	騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について(案)
その他	平成24年4月1日 公示予定